

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基 準の一部改正等について（報告） （化学物質による健康障害防止のための濃度の基準関係）

第 1 8 7 回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質規制における濃度の基準に関する規定

化学物質規制においては、濃度基準値について、次のとおり労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に規定している。

- ◆ 事業者は、リスクアセスメント対象物※のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない

※ リスクアセスメントの実施を義務付けられている労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する通知対象物

【参照条文】

○ 安衛則第577条の2

- 2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書 (濃度基準値等の検討)

1 検討会の趣旨（概要）

事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したことを踏まえ、この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討するもの。

2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

3 報告書

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、次に掲げる事項について、報告書としてとりまとめた（令和8年3月27日公表）。

- 対象物質ごとの濃度基準値・測定方法について
- 皮膚等障害化学物質（皮膚吸収性有害物質）の選定について
- 危険有害性情報の通知関係について

4 検討会の参集者

（全般に関する事項）	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理
加藤 昌二	建設労務安全研究会 理事 鹿島建設株式会社 安全環境部長
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
戸田 清志	一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部長
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
（毒性に関する事項）	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	（元）帝京大学 医療技術学部 教授
（ばく露防止対策に関する事項）	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

（令和7年度検討会報告書から抜粋）

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）①

1. 改正の趣旨

安衛則第577条の2第2項に規定されている**厚生労働大臣が定める濃度の基準**（以下「**濃度基準値**」という。）は、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」という。）で定められており、現在**256物質について濃度基準値が定められている。**

今般、「令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和8年3月27日公表）を踏まえ、**新たに48物質について、濃度基準値を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）について、既に定められている「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」と同様の濃度基準値を定める等の改正を行う。**

2. 改正の概要

- （1）新たに48物質について、濃度基準告示別表の左欄に物の種類を掲げると共に、当該物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に濃度基準値を定める。
- （2）濃度基準告示別表左欄の「物の種類」の「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」の項に六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を追加する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. 告示日等

告示日：令和8年8月下旬（予定）

適用期日：令和9年10月1日

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）②

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値	物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
アジ化水素	－	0.1ppm	1－クロロ－1, 1－ジフルオロエタン（別名H C F C－142 b）	1,000ppm	－
アジ化ナトリウム	0.2mg/m ³	－	クロロメタン（別名塩化メチル）	10ppm	－
アセトフェノン	4 ppm	－	シアン化亜鉛（Ⅱ）	シアンとして 1.5mg/m ³	シアンとして 4.5mg/m ³
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m ³	－	ジクロロ酢酸	0.15ppm	－
4－アミノ－6－ターシャリーブチル－3－メチルチオ－1, 2, 4－トリアジン－5（4 H）－オン（別名メトリブジン）	1mg/m ³	－	2－（ジ－ノルマル－ブチルアミノ）エタノール	15mg/m ³	－
アルファ－ピネン	5 ppm	－	臭化エチル	5 ppm	－
N－エチルモルホリン	3 ppm	－	硝酸亜鉛（Ⅱ）及びその六水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	－
塩化亜鉛	－	4mg/m ³	シラン	30ppm	－
塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	0.5mg/m ³	－	水酸化カリウム	1 mg/m ³	2 mg/m ³ ※
クロロアセトアルデヒド	0.3ppm	1ppm	水酸化ナトリウム	1 mg/m ³	2 mg/m ³ ※
			ストリキニーネ	0.15mg/m ³	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）③

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値	物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
ターシャリーブチルアミン	3 ppm	－	銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）	銅として 0.3mg/m ³	－
ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド	0.5ppm	－	銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（1／1）に限る。）	銅として 1 mg/m ³	－
炭化けい素（炭化けい素ウィスカーに限る。）	0.1繊維/ml	－	銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物（六弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg/m ³	－
タングステン	3 mg/m ³	－	銅及びその化合物並びに沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として 0.08mg/m ³	－
チオりん酸O，O－ジメチル－O－（3－メチル－4－メチルチオフェニル）（別名フェンチオン）	0.05mg/m ³	－	銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として 0.01mg/m ³	－
鉄水溶性塩（硫酸鉄（Ⅱ）七水和物に限る。）	鉄として 1 mg/m ³	－	1，3，5－トリクロロベンゼン	0.5ppm	－
1，1，2，2－テトラブロモエタン	0.1ppm	－	1，3，5－トリス（2，3－エポキシプロピル）－1，3，5－トリアジン－2，4，6（1H，3H，5H）－トリオン	0.05mg/m ³	－
テルル	0.1mg/m ³	－	バリウム	1 mg/m ³	－
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅱ）、塩化銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（1／3）、銅、四塩化銅（Ⅱ）酸二アンモニウム二水和物、四塩化銅（Ⅱ）酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及び弗化銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg/m ³	－	1－（N－フェニルアミノ）ナフタレン	1 mg/m ³	－
			2－フェニルフェノール	10mg/m ³	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）④

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
ベンジルアルコール	2 ppm	－
メチルシクロヘキサン	100ppm	－
メチル－ノルマル－ペンチルケトン	100ppm	－
メチルプロピルケトン	－	150ppm
d－リモネン	3 ppm	－
硫化ジメチル	10ppm	－
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	－
りん酸亜鉛	亜鉛として 2.5mg/m ³	－

「物の種類」の変更		
物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
弗素及びその水溶性無機化合物（ <u>弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）</u> に限る。）	弗素として 2.5mg/m ³	－

- 備考
- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。
 - 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、15分間時間加重平均値が超えてはならないものであることに加え、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず超えないようにすべきものを兼ねる。

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部改正

1. 改正の趣旨

安衛則第577条の2第2項に規定されている濃度基準値の適用等については、法第28条第1項に基づき「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」で定めており、濃度基準値が設定されている物質等の測定方法を定めている。

今般、新たに濃度基準値が設定された48物質について測定方法を追加する。また、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）については、既に測定方法が定められている「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」と同様の測定方法を定める。

2. 改正の概要

- （1）新たに濃度基準値が設定された48物質について、別表1に当該物質の測定方法を追加する。
- （2）別表1左欄の「物の種類」の「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」の項に六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を追加する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. 公示日等

- （1）公示日：令和8年8月下旬（予定）
- （2）適用期日：令和9年10月1日